

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年3月19日までに北海道オホツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年11月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ツルハドラッグ遠軽店

紋別郡遠軽町大通北7丁目1-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩

札幌市東区北24条東20丁目1番21号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（ア）駐輪場の位置

（変更前）届出書添付資料 施設配置図2-1（変更前）のとおり

（変更後）届出書添付資料 施設配置図2-2（変更後）のとおり

（イ）荷さばき施設の位置

（変更前）届出書添付資料 施設配置図2-1（変更前）のとおり

（変更後）届出書添付資料 施設配置図2-2（変更後）のとおり

（ウ）廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）届出書添付資料 施設配置図2-1（変更前）のとおり

（変更後）届出書添付資料 施設配置図2-2（変更後）のとおり

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法等に係る事項

駐車場の出入口の位置

（変更前）届出書添付資料 施設配置図2-1（変更前）のとおり

（変更後）届出書添付資料 施設配置図2-2（変更後）のとおり

(4) 変更の年月日

令和7年10月29日

(5) 変更する理由

ア 敷地測量の誤謬によって、店舗位置を当初計画よりも国道側へ約5.7メートル変更する必要が生じ、当変更に伴い駐輪場や荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置が変更となったため。

イ 国道において集水枠が設置されている場所では、切り下げ工事が認められていないにもかかわらず、当該設置場所にて店舗出入口に係る切り下げ工事を計画していたため。

2 届出年月日

令和7年10月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年11月19日（水）から令和8年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、遠軽町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は遠軽町へ問い合わせること。